

# サービス付き高齢者向け住宅登録(更新)後の手続き等

○大阪市都市整備局(本庁舎) ◇大阪市福祉局(船場分室)	●申請者	△建築主事 □国土交通省
<p><b>●変更届出書提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録事項等に変更があったとき、必要に応じて届出書を2部提出してください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">●→○</p> <p><b>○受理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市整備局・福祉局それぞれで確認します。質疑・訂正等が無ければ受理します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて主事に確認してください。 ●→△</li> <li>必要に応じて整備事業事務局に確認してください。 ●→□</li> </ul>	
<p><b>●地位承継届出書提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録事業者がその登録事業を譲渡したときは、譲受人は、届出書を2部提出してください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">●→○</p> <p><b>○受理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市整備局・福祉局それぞれで確認します。質疑・訂正等が無ければ受理します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて整備事業事務局に確認してください。 ●→□</li> </ul>	
<p><b>●廃業届出書提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録事業者がその登録事業を廃止しようとするとき、登録事業者である法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散しようとするときは、届出書を2部提出してください。</li> <li>登録事業者が破産手続き開始の決定を受けたときは、破産管財人が届出書を提出してください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">●→○</p> <p><b>○受理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市整備局・福祉局それぞれで確認します。質疑・訂正等が無ければ受理します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて主事に確認してください。 ●→△</li> <li>必要に応じて整備事業事務局に確認してください。 ●→□</li> </ul>	

# サービス付き高齢者向け住宅登録(更新)後の手続き等

